

松本市立中山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための基本的な考え方

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの組織対応」を3つの柱にし、安全で安心な学校づくりを推進していく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

校内に「いじめ不登校対策委員会」を設置し、些細な兆候や懸念、児童や保護者からの訴えに対応し、特定の教職員が問題を抱え込むことの無いように組織として対応していく。

(1) 組織

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭、当該学級担任等で構成する。必要に応じて、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市の不登校支援アドバイザー、県のいじめ不登校相談員、保健師、民生児童委員、等にも加わっていただく。

(2) 役割

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成を行う。

○いじめの相談・通報の窓口となる。

○いじめに関する情報の収集・記録・共有を行う。

○いじめ防止のための指導や対応方針を決定する。

○いじめ防止の取組についてPDC Aサイクルで検証を行う。 等

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・児童の活動や考え、行動、努力等を認め、自己肯定感を育むことに努める。
- ・児童が主体的に取組んだり、多くの人々と関わったりできる学習活動を設ける。
- ・道徳教育、人権教育（思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現等）の充実を図る。特に、いじめは絶対に許さないことや命の尊さを理解させていく。
- ・豊かな人間関係を築くことができるよう、SSTによって社会的なコミュニケーション能力を高めたり、エンカウンター学習によって円滑な人間関係を促す活動を取り入れたりする。
- ・「授業がもっとよくなる3観点（ねらい・めりはり・見とどけ）」を大切にした「わかる授業」「できる授業」の展開と学習内容の確実な定着を図る。
- ・授業中のルールを明確にした規律ある学習環境づくりを進める。

- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。また、保護者を含めた研修会も実施しながら、インターネットに関するいじめを防止する必要な知識等を学んでいく。

(2) 早期発見に向けて

- ・児童と共に過ごす時間の確保をするとともに、声掛けをしたり表情の観察をしたりする。
- ・3ヶ月毎にいじめアンケートを実施し、児童の実態を把握する。
- ・日記等を通じた対話による、児童の気持ちの変化の把握。
- ・学年会や職員会等で情報交換をし、多くの職員の中でその子の可能性を育てていく。
- ・いじめアンケートの結果から児童との懇談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・保健室をいじめ相談窓口とし、案内を掲示するとともに、誰でも気軽に入室し相談できるような雰囲気を大切にしていく。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや、いじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介し、児童が悩みを抱え込まないように働きかける。
- ・保護者や、CS 運営委員、民生児童委員等、地域との連携を図り、学校外における児童の状況把握に努める。

(3) いじめへの対応について

- ・いじめの発見、通報を受けたらすぐに「いじめ不登校対策委員会」へ報告する。
- ・「いじめ不登校対策委員会」は、組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者への協力、そして必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・ネット上のいじめの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導および支援を行う。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要となる。

一 いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- | | |
|------------------|------------------|
| ○児童が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 等 |

二 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に報告、調査する。

三 その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 重大事態の対応についての留意事項

○校長は、重大事態が発生した場合、市教育委員会に速やかに事案発生を報告し、判断や指示を受けるとともに、迅速かつ適正に組織対応をする。

○「重大事態対応フローチャート」に沿って対応する。

○学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ不登校対策委員会」のメンバーが中心となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

○調査結果については、被害児童、保護者に対して明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明する。そのために、被害児童及び保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせる。

○関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、その保護を理由に説明を怠るようなことがないようにする。

○校長は、調査結果を市教育委員会に報告する。その際、被害児童又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査の結果に添えて報告をする。

6 その他

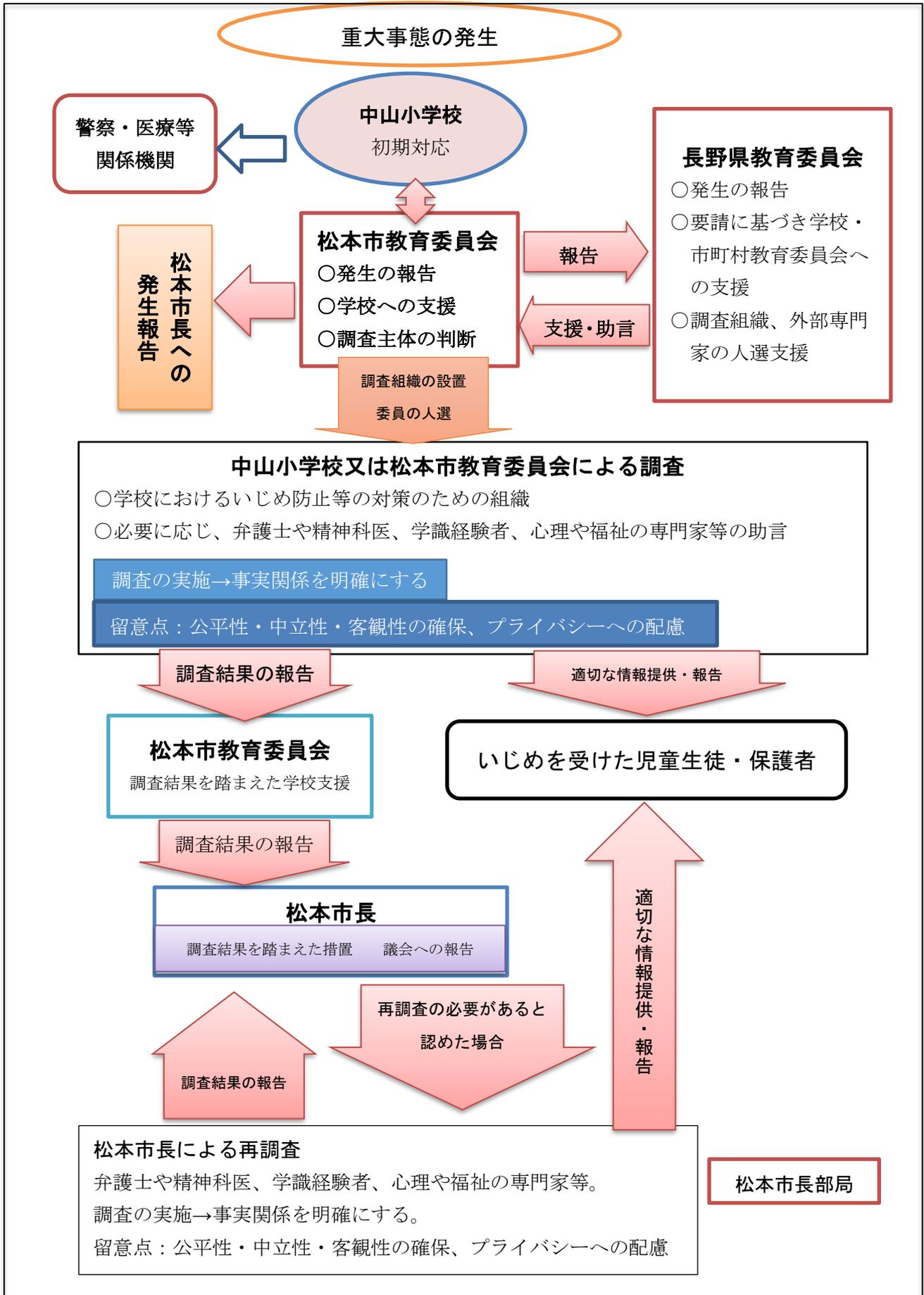
(1) いじめ防止に関する校内研修を実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は、保護者へ公開配布をする。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

(4) 職員会議で、児童理解および生徒指導に関する情報交換を行い、いじめに関する情報共有を図る。

中山小学校「重大事態の対応フローチャート」



【重大事態の対応フローチャート】

松本市立中山小学校

松本市教育委員会へ重大事態の発生を報告（※必要に応じて警察や医療等関係機関と連携）

教育委員会が調査の主体を判断



中山小学校が調査の主体と判断された場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。
※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童およびその保護者へ適切な情報提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
※調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果を松本市教育委員会に報告

- ※希望があれば、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し実施する。

関係機関連絡先

松本市教育委員会学校指導課	0263-33-4397
長野県教育委員会教学指導課「心の支援室」	026-235-7436
学校生活相談センター	0120-0-78310
長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室	026-233-0110
違法・有害情報相談センター	http://www.ihaho.jp/
地方法務局「子どもの人権110番」	0120-007-110
セイフティネット総合研究所（南澤信之さん）	
	（直通） 080-2076-9446
松本児童相談所	0263-91-3370
松本警察署	0263-25-0110
中信教育事務所	0263-47-7800
長野県子ども支援センター（子ども）	0800-800-8035
	（おとな） 026-225-9330
電話教育相談（総合教育センター）	0263-53-8811